

尾張旭市都市計画マスタープラン策定支援業務 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、尾張旭市（以下「甲」という。）が行う「尾張旭市都市計画マスタープラン策定支援業務」（以下「本業務」という。）について適用する。

(目的)

第2条 甲では、都市計画に関する基本的な方針として、現行の尾張旭市都市計画マスタープランを平成23年3月に策定し、「うるおいとやすらぎのあるまちづくり」の実現に向け、各種都市計画事業の推進に取り組んでいる。現行計画の策定から12年が経過し、この間、人口減少社会の到来や、市民ニーズの多様化、自然災害の頻発化・激甚化等、都市づくりを取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、自治体では持続可能な都市経営が求められている。

国では、平成26年度に都市再生特別措置法を改正し、機能的で安全な都市構造が確保されたコンパクトシティを推進する立地適正化計画制度が創設された。また、愛知県においては、平成30年度に改定された名古屋都市計画区域マスタープランにより、愛知県における都市計画の基本的な方向性が示されており、現行の尾張旭市都市計画マスタープランについても、達成状況を踏まえ、中長期的な視点に立った見直しを行う必要がある。

本業務は、上記背景に加え、甲の最上位計画である尾張旭市第六次総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に合わせ、総合計画において目標とする将来のまちの未来像を実現するため、豊富な見識並びに高度な情報収集及び分析能力を有する事業者による専門的な支援を得て、次の10年後を見据えた新たな「尾張旭市都市計画マスタープラン」を策定することを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書及び次の各種法令等に準拠して施行する。

- (1) 都市計画法
- (2) 同上施行法、施行令及び施行規則
- (3) 都市計画運用指針
- (4) 都市計画（令和元年8月（令和3年3月一部改訂） 愛知県）
- (5) 尾張旭市契約規則
- (6) その他関係法令及び規程

(疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項、その他本業務に関する不明な事項等について疑義が生じた場合は、甲及び受託者（以下「乙」という。）との協議の上、決定

する。

(管理技術者)

第5条 乙は、本業務における技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

2 管理技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、過去5年間に於いて都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープランの策定業務について、元請けとして管理技術者としての実績を有する者とする。

(主たる担当技術者)

第6条 主たる担当技術者は、過去5年間に於いて都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープランの策定業務について、元請けとして管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者とする。

(照査技術者)

第7条 乙は、本業務に関して、管理技術者とは別に成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、甲に通知するものとする。

2 照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、過去5年間に於いて都市計画法第18条の2に基づく都市計画マスタープランの策定業務について、元請けとして管理技術者又は照査技術者としての実績を有する者とする。

3 照査技術者は、照査計画書を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めるとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(提出書類)

第8条 乙は、契約締結後速やかに次に掲げる書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴付記）
- (5) その他甲が必要と認める書類

(貸与資料)

第9条 甲は、本業務に当たり、次に掲げる資料等を乙に貸与する。なお、貸与された資料は、乙の責任において取扱い及び保管を行うものとする。

- (1) 都市計画基本図DMデータ（地図情報レベル2, 500、10,000）
- (2) 尾張旭市第六次総合計画資料
- (3) 尾張旭市都市計画マスタープラン

- (4) 尾張旭市立地適正化計画資料
- (5) 都市計画基礎調査資料（該当年度分）
- (6) その他乙の申出により甲が必要と認める資料

2 乙は、本業務終了後、速やかに甲に返却（データ関係は削除）しなければならない。万一、汚損、破損及び紛失の場合は、乙において一切の責任を負うものとする。

（工程管理）

第10条 乙は、業務実施計画書に基づき適切な工程管理を行うものとする。なお、甲から進捗状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

（法令等の遵守）

第11条 乙は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第12条 本業務の遂行中に乙の責により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て乙の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過及び被害状況等を甲に正確かつ迅速に報告するものとする。

（秘密保持の義務）

第13条 乙は、業務上知り得た内容について甲の承認を得ずに第三者に漏洩してはならない。また、作業途中に作成した資料を甲の許可なく本業務以外に使用してはならない。

2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定められた事業者の義務等を遵守し、本業務で使用する各種資料及びデータに含まれる個人情報の取扱いについては十分に注意するものとする。

（履行期間）

第14条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月20日までとする。

（納入場所）

第15条 本業務成果品の納入場所は、尾張旭市都市整備部都市計画課とする。

（検査及び引渡し）

第16条 乙は、本業務が完了した時は、遅滞なく本仕様書に示す成果品を完了届及び業務実施報告書とともに提出し、監督職員及び管理技術者の立会いの上、検査職員の検査を受けるものとする。

（成果品の帰属）

第17条 本業務における成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを使用し、又は流用してはならない。

(成果品の契約不適合)

第18条 乙は、本業務完了後に乙の責による成果品の誤り及び漏れが発見された場合には、速やかに乙の負担により成果品の修正を行うものとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第19条 本業務は、令和5年度から令和7年度までの3箇年を業務期間とし、それぞれの業務概要は次のとおりとする。

(1) 令和5年度

- ア 計画準備
- イ 基礎的調査
- ウ 上位計画及び関連計画等の整理
- エ 現行計画の検証及び評価
- オ 市民ニーズの把握
- カ まちづくりの課題抽出
- キ 全体構想の検討
- ク 会議等の運営支援

(2) 令和6年度

- ア 全体構想の検討
- イ 地域別ワークショップの運営
- ウ 地域別構想の検討
- エ 実現方策の検討
- オ 会議等の運営支援

(3) 令和7年度

- ア 都市計画マスタープラン（素案）の取りまとめ
- イ パブリックコメントの実施支援
- ウ 都市計画マスタープラン（案）の取りまとめ
- エ 会議等の運営支援

(計画準備)

第20条 本業務の目的を十分に把握した上で、合理的かつ効率的に作業を遂行するため、本業務の内容、実施方針、スケジュール及び実施体制を記載した業務計画書の作成を行う。

(基礎的調査)

第21条 次に掲げる主な基礎的項目について、最新の国勢調査や都市計画基礎調査等の既存資料、現地踏査等により調査、整理及び分析を行い、本市の個性と特

性の把握を行う。

- (1) 人口動向
- (2) 市街地形成過程、市街化動向
- (3) 土地利用
- (4) 都市機能の現況
- (5) 産業構造
- (6) 都市施設及び都市基盤整備の状況
- (7) 交通体系
- (8) 防災
- (9) 財政

(上位計画及び関連計画等の整理)

第22条 名古屋都市計画区域マスタープラン、総合計画、その他本市に関わる上位・関連計画を整理し、都市計画を取り巻く状況や国及び県の動向、本市の広域的な位置付け、求められる役割を把握し、取りまとめを行う。

(現行計画の検証及び評価)

第23条 現行の尾張旭市都市計画マスタープランの達成度を検証し、未実施施策がある場合は、未実施の理由等の要因分析を行った上、前2条の調査結果及び社会経済情勢変化等を踏まえ、都市計画の課題の整理を行う。なお、詳細な検証及び評価方法は、企画提案において提案された内容を基に別途決定する。

(市民ニーズの把握)

第24条 まちづくりに対する市民の意向を把握し、計画策定に活用するため、甲が過年度に実施した既存のアンケート調査結果（総合計画、交通基本計画等）を踏まえた上で、市民に対してアンケート調査を実施し、集約した意見及び解析結果を全体構想及び地域別構想の検討を行う際の基礎資料とする。

2 アンケート調査は、甲が一定の条件により無作為に抽出した3,000人の市民を対象とした郵送式のアンケート調査を基本とする。なお、主な業務は次のとおりとするが、企画提案において提案された内容を基に別途決定する。

- (1) アンケート調査票の項目の検討
- (2) アンケート調査票作成、印刷、郵送及び回収（回収方法には、スマートフォンやタブレット端末を利用したオンライン回答を含めること。）
- (3) アンケート調査結果の集計及びデータ入力
- (4) アンケート調査結果の解析及びその結果報告

3 アンケート調査に必要となる印刷費、郵送費その他の経費は乙が負担する。

(まちづくりの課題抽出)

第25条 前条までの調査結果等に基づき、今後の社会経済情勢や本市まちづくり

の方向性を考慮しながら、本市における現況の強み及び弱みを整理した上で、今後取り組むべき都市づくり及び地域づくりの基本的課題を多面的な視点をもって抽出し、取りまとめを行う。

(全体構想の検討)

第26条 全体構想の検討は、次のとおりとする。

(1) 基本理念及び都市づくりの目標の設定

都市の現況、特性及び課題等を踏まえ、本市の目指すべき基本理念（都市の将来像）として、基本的な考え方を端的に表すテーマを定めるとともに、それを実現するための都市づくりの目標を定める。なお、都市づくりの目標を定めるに当たっては、イラスト等を活用し、市民等にとって分かりやすい内容や表現となるよう配慮すること。

(2) 将来都市フレームの設定

概ね20年後を目指した都市の将来像及びそれを実現するための都市づくりを展望しながら、10年後を目標年度とした実現性の高い目標値として、将来都市フレームを定める。なお、算出すべきフレームは、概ね次に示すとおりとする。

ア 人口フレーム（人口・就業人口・産業大分類別就業人口）

イ 土地利用フレーム（将来の住宅地、商業地及び工業地規模）

(3) 将来都市構造の検討

第21条から第24条までの調査結果及び将来の都市の発展動向を勘案しながら、本市の目指すべき都市構造のあり方を検討し、将来都市構造図として具体的に図示する。なお、将来都市構造図の作成に当たっては、イラスト等を活用し、市民等にとって分かりやすい内容や表現となるよう配慮すること。

(4) 都市の整備方針の設定

都市づくりの目標を達成するため、上位・関連計画との整合を図りながら、次に掲げる項目の方針を定める。

ア 土地利用の方針

都市の現況と動向、土地利用フレーム等を基に土地利用の方針を定める。

イ 施設整備の方針

道路、交通、公園・緑地、下水道・河川等の都市施設について、整備の方針を定める。

ウ 自然環境の保全活用及び都市環境形成の方針

脱炭素化を推進し、人と環境にやさしい都市づくりを図るため、都市内における自然環境の保全に関する基本的な考え方及び都市環境形成の方針を定める。

エ 都市景観形成の方針

良好な住環境の形成、地域の特性を活かした景観の形成を図るため、都市内における景観形成の方針を定める。

オ 都市防災の方針

災害時における都市施設の機能確保、建築物の耐震化等の都市防災の方針を定める。

カ その他都市整備の方針

上記各項目の方針を基本とするが、本市の都市づくりの目標を達成するために必要となるその他都市の整備方針は、企画提案において提案された内容を基に別途決定する。

(地域別ワークショップの運営)

第27条 各地域の特性や課題を把握するとともに、市民参加の下、将来の都市づくり及び地域づくりを考えるため、地域別に選定した代表者によるワークショップの運営を行う。なお、主な業務は、企画、参加者募集、専門のファシリテータによる当日の運営、成果の取りまとめ等を行い、開催回数は、各地域同時開催の3回程度とすることを基本とするが、詳細は企画提案において提案された内容を基に別途決定する。

(地域別構想の検討)

第28条 地域別構想の検討は、次のとおりとする。

(1) 地域別現況及び地域特性の整理

小学校区を基本としつつ、現況市街地の状況、駅勢圏及び従来からの地域コミュニティ等を考慮した適切な区分により市域を区分した上で、第21条から第24条までの調査結果等により得られた市民意向等を地域別現況として整理するとともに、地域の特性を分析する。

(2) 地域別まちづくりの課題の整理

地域の現況特性及び動向、市民意向等を踏まえ、地域における課題の整理を行う。

(3) 地域別まちづくりの目標及び方針の設定

全体構想、地域の現況特性及び地域における課題を踏まえながら、各地域別まちづくりの目標及び当該目標を達成するための各地域別まちづくりの方針を定める。

(実現方策の検討)

第29条 第26条の全体構想で定める都市づくりの目標の達成に向け、実現方策の検討を行うとともに、改定後の尾張旭市都市計画マスタープランを着実に進捗管理するための手順、役割分担等の取りまとめを行う。

(都市計画マスタープラン(素案)の取りまとめ)

第30条 上記の検討結果を踏まえ、都市計画マスタープラン(素案)の取りまとめを行う。

(パブリックコメントの実施支援)

第31条 都市計画マスタープラン(素案)に関して、甲が行う市民等向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(都市計画マスタープラン(案)の取りまとめ)

第32条 都市計画マスタープランの本編及び概要版の作成を行う。なお、取りまとめに当たっては、図画やイメージスケッチ等を用いながら、市民等にとって読みやすく分かりやすい内容や表現となるよう配慮すること。

(会議等の運営支援)

第33条 都市計画マスタープランの策定に当たり、甲が実施する会議等の運営支援における業務内容は、次のとおりとする。

(1) 策定検討会議

当日の資料作成、運営支援及び議事録要旨の取りまとめを行う。なお、開催回数は、次に掲げる回数を基本とするが、詳細は別途協議し、決定する。

ア 令和6年度：2回

イ 令和7年度：2回

(2) 庁内策定部会

当日の資料作成、運営支援及び議事録要旨の取りまとめを行う。なお、開催回数は、次に掲げる回数を基本とするが、詳細は別途協議し、決定する。

ア 令和5年度：1回

イ 令和6年度：2回

ウ 令和7年度：2回

(3) 都市計画審議会

当日の資料作成を行う。なお、開催回数は、次に掲げる回数を基本とするが、詳細は別途協議し、決定する。

ア 令和5年度：1回

イ 令和6年度：1回

ウ 令和7年度：2回

(打合せ協議)

第34条 打合せ協議は、業務着手時、中間6回、成果納入時の計12回を基本とするが、業務実施上に必要が生じた場合は、速やかに甲と乙の協議の上、甲の指示に従うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第35条 本業務の成果品は次のとおりとする。ただし、成果品は全て甲の所有とし、甲の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとし、これに要する経費は乙が負担する。

- (1) 令和5年度報告書
 - (2) 令和6年度報告書
 - (3) 令和7年度報告書
 - (4) 会議等資料
 - (5) 打合せ記録簿
 - (6) 都市計画マスタープラン（本編）
 - (7) 都市計画マスタープラン（概要版）
 - (8) 上記成果品の電子データ及び調査・分析過程におけるデータ
- ※ 上記各データの納品は、ワード、エクセル又はパワーポイントのほか、イラストレーターデータ及びPDFデータによるものとする。